

令和7年度家庭における省エネ支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

兵庫県内の既築住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、既設の太陽光発電システムにV2H充電設備を新設した場合、その費用の一部を補助します。

補助金 交付の 対象者

- ① 兵庫県内に所在する既築住宅(平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅、共同住宅及び店舗・事務所等との併用住宅は除く。)に自らが居住し、補助対象機器を設置した者。
- ② 当協会が実施する「うちエコ診断」(※裏面参照)を受診した者。
(令和6年4月1日以降に受診したものを含む)

補助対象 機器

既設の太陽光発電システムと連携させて新設するV2H充電設備の本体

補助対象 機器の要件

- (1) 未使用であり、リースでないこと。
- (2) 令和7年4月1日以降に機器の設置を完了した機器であること。
- (3) (一社)次世代自動車振興センター:NeVが実施する令和6年度以降の補助事業における補助対象のメーカー・型式であること。

[NeVの令和6年度以降の補助金対象メーカー・型式]

<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html>

(参考)NeV ホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

補助対象 経費

機器購入費

- ※ パワーコンディショナー等オプション品、機器設備工事費、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は対象外経費です。
- ※ 本補助金と他の補助金の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金額は、補助対象経費の額を上限とします。

補助金額

10万円

募集期間

募集期間：令和7年6月26日(木)～令和7年9月30日(火)消印有効

※ 但し、募集(補助金交付申請書兼請求書の受付)は、予算(予算額1,000千円)に達した時点で終了します。

うちエコ 診断

補助金申請にあたっては、「うちエコ診断」が受診済みであることが要件です。
診断の申し込みは、当協会ホームページ「うちエコ診断してみませんか?」から。

URL：<https://www.eco-hyogo.jp/global-warming/uchieco/>

(令和6年4月1日以降に「うちエコ診断」を受診された方は、再度の受診は不要です)



提出書類

補助金の交付申請書・請求書の提出(補助対象機器の設置完了後) **申請書の書き方をよく読んでうえて提出願います。**

- ① 補助金交付申請書兼請求書
※ 「うちエコ診断を受診した日」欄に受診した日を必ず記入してください。
- ② 領収内訳書
- ③ 補助金にかかる誓約書
- ④ 補助金振込口座登録用紙(通帳等のコピー貼付)
- ⑤ 住宅の建築年月日等が確認できる「登記事項証明書」の写し(申請日から6か月以内のものに限る。また、登記情報提供サービスは不可)
※ 登記事項証明書等に記載されている住宅所有者と補助金交付申請者が異なる場合は、申請者名とその住所が分かる「住民票」や「パスポート」、「運転免許証」、「国民健康保険被保険者証」等の写し
- ⑥ 「領収証」の写し(領収書の「但し」の箇所には、必ず取引内容(何の代金を支払ったか)を記載してください。)
- ⑦ 補助対象機器にかかる次に掲げる書類
NeVの令和6年度以降の補助対象機器のメーカー名・型式が記載されている箇所の写し
- ⑧ 設置後の補助対象機器の写真及び既に設置されている太陽光発電システムの写真
- ⑨ 製品保証書の写し
次の製品保証書の写しを添付すること。
メーカーが発行する製品名、型式、製造番号、保証開始日が記載された製品保証書の写し
または、令和7年度分 NeV に提出した製品保証書の写し

その他

当協会が必要と認める資料については、当協会の求めに応じて提供していただくことがあります。
※詳細については、「家庭における省エネ支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

補助金の 受付窓口

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18
TEL:078-735-7744 FAX:078-735-7222

※封筒の表に「補助金交付申請書在中」と朱書し、配達記録が残る方法で郵送してください。

※ うちエコ診断とは

- ◆ CO₂排出量を「見える化」し、効果的な省エネ対策を提案します。
 - ◆ ご家庭のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに「うちエコ診断」専用のソフトを用いて、各家庭のライフスタイルに応じて無理なくできる省エネ対策をうちエコ診断士がご提案します。
 - ◆ 診断は無料で診断に要する時間は60分程度です。
 - ◆ 診断は全てスマートフォンやパソコンを使用したオンライン診断となります。
- ◇ 令和6年4月1日以降に「うちエコ診断」を受診された方は、今回の受診は不要です。

(公財)ひょうご環境創造協会に
うちエコ診断を申し込む



当協会(うちエコ診断担当)
から診断日時・場所の連絡



オンライン診断
で受診